

(案)

第11期 (2023-2024年度)

静岡市多文化共生協議会

活動報告

2025年3月

静岡市多文化共生協議会

2025年 3 月

静岡市長 難 波 喬 司 様

静岡市多文化共生協議会
会 長 野 田 敏 郎
副会長 花沢ウライヤ

第11期（2023-2024年度）静岡市多文化共生協議会の報告

第11期静岡市多文化共生協議会は、2年間の任期中、7回の会議と3回の日本語教育現場の視察を加えた合計10日間の日程を終了しました。ここに、その結果を取りまとめ、報告書として提出いたします。

第11期協議会では、2023年度は「教育の機会や場づくり」を、また2024年度は「留学生が住みやすいまちづくり」を大きなテーマに、1年8か月にわたって計7回の会議と3回の日本語教育現場の視察を行いながら協議を重ねてきました。

現在、静岡市の外国人住民数は1万4千人に迫る勢いで増加しており、その国籍は89か国にのぼります。市民の50人に1人が外国籍で、日本国籍を持つ外国にルーツがある人を合わせるとそれ以上となります。

静岡市では、全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動する多文化共生のまちを推進するため、2022年7月に静岡市多文化共生のまち推進条例を制定し、様々な施策を推進しています。私たちも地域社会の一員として、これからも多文化共生のまちづくりに貢献していきたいと思いをします。

最後に、私たちにこうした機会を設けてくださった難波市長と、様々な面から会議運営にご協力くださった関係機関・関係者の皆様に対し、心からお礼申しあげます。

目 次

1 会議の報告

- (1) 会議開催状況..... 1
- (2) 会議で出された意見..... 3

2 提 言

- 提言1：子どもたちが学校で多様な文化について学び理解する機会を増やす。 10
- 提言2：外国にルーツを持つ子どもたちが、ことばの壁によって高校への進学をあきらめることがないよう支援を拡充する。 10
- 提言3：市内の企業や事業所への就職を希望する留学生への支援を拡充する。 12
- 提言4：日本や静岡の文化を学びながら市民と自然な形で交流できる機会を増やす。 12

3 資 料

- 静岡市外国人住民数（2024年12月末現在） 14
- 静岡市多文化共生のまち推進条例 16

第11期 静岡市多文化共生協議会 委員 (敬称略)

No.	氏 名	備 考
1	野田 敏郎	会長
2	花沢 ウライヤ	副会長
3	赤田 陽子	
4	磐村 文乃	
5	エフィ グスティ ワフユニ	
6	斉藤 康博	
7	金 笑杰 (じん しゃおじえ)	
8	角替 弘規	
9	照屋 アンヘラ	
10	中村 直保	
11	肥田 進	
12	山下 メリンダ	
13	ヤマモト ルシア エミコ	
14	吉井 博昭	

(2025年3月現在)

1 会議の報告

第11期委員名簿

会議開催状況

会議で出された意見

会議開催状況

● 2023年度

会議	日時	場所	内容	出席者
第1回	2023年7月27日（木） 午後7時から 午後8時30分まで	静岡市役所 市長公室	会長及び副会長の選出 意見交換	委員14名 市長 事務局
第2回	2023年9月21日（木） 午後7時から 午後8時30分まで	静岡市役所 コミュニティ&ダイ ニングスペース「茶木魚」	教育の機会や場づくり について協議	委員11名 関係者1 名 事務局
第3回	2023年12月13日（水） 午後7時から 午後8時45分まで	葵生涯学習 センター アイセル21 （しずおか 自主夜間教 室）	市内の日本語教育現場 を視察 しずおか自主夜間教室 （NPO法人開発教育 FUNCLUB）	委員7名 事務局
	2023年12月15日（金） 午前9時20分から 午前11時まで	国際ことば 学院外国語 専門学校	市内の日本語教育現場 を視察 短期日本語コース（学 校法人国際ことば学 院）	委員3名 事務局
	2023年12月17日（日） 午前10時30分から 正午まで	ふしみやビ ル9階	市内の日本語教育現場 を視察 日本語教室（一般財団 法人静岡市国際交流協 会）	委員4名 事務局
第4回	2024年2月15日（木） 午後7時から 午後8時30分まで	静岡市役所 コミュニティ&ダイ ニングスペース「茶木魚」	日本語教育に係る意見 交換	委員13名 事務局

● 2024年度

会議	日時	場所	内容	出席者
第1回	2024年6月25日（火） 午後7時から 午後8時30分まで	静岡市役所 コミュニティ&ダイニングスペース「茶木魚」	留学生が住みやすいまちづくりについて協議	委員12名 事務局
第2回	2024年9月19日（木） 午後7時から 午後8時30分まで	静岡市役所 コミュニティ&ダイニングスペース「茶木魚」	協議会で検討する具体的な議題について協議	委員11名 関係者1名 事務局
第3回	2024年12月12日（木） 午後7時から 午後8時30分まで	静岡市役所 コミュニティ&ダイニングスペース「茶木魚」	提言の骨子を検討	委員13名 事務局
第4回	2025年2月6日（木） 午後7時から 午後8時30分まで	静岡市役所 コミュニティ&ダイニングスペース「茶木魚」	市長への報告内容のまとめ	委員 名 事務局

会議で出された意見

1 教育の機会や場づくり

(1) 児童生徒への日本語指導に関すること

- ・予算や教員の数など制約が多いのは承知しているが、この場での意見を追い風にしながら、どこにどういう資源を投入するかということを考えてほしい。
- ・人や金をどこへどう投入するかという問題になったときに、外国ルーツの子どもの問題だけを取り上げるのが難しいとすれば、いろいろな形で理由を考え予算を付けてほしい。
- ・なぜ日本語を授業で身に付けることが難しいのか、なぜ日本語能力の習得に5年から10年もかかるのか。その原因をしっかりと把握して、対応方法を予算の中で改善してほしい。
- ・取り出しの日本語指導が週1～2回、1回につき1～2時間では足りないのではないか。子どもたちの進路形成や、将来のアイデンティティ形成には言語が関わってくるので、日本語指導にもっと力を入れてほしい。
- ・生活者としての日本語も大切だが、そこにコストをかけてやるべきかどうかは意見が分かれるところ。高校へ行き、夢を実現するチャンスを得るために日本語を勉強する機会がしっかりと用意されるべきだ。財源も時間も人も限られている中で、ターゲットを見極めて、どこに日本語教育の資源を投入するのかを整理してやってほしい。
- ・高校進学への対応として、学習で使う言葉の積み上げがあると、子どもが自信を持って取り組めるところがあるので、その子の力を最大限に伸ばせるようなきめ細かな支援が一つの方法として考えられるのではないかな。
- ・文部科学省では都道府県や政令指定都市への夜間中学校の設置を促進しており、県内では三島市と磐田市にあるが静岡市にはない。夜間中学校の入学条件は、外国人の場合には、日本語能力に関係なく、とにかく勉強したい人であれば受け入れようという方向になってきているので、学齢期を過ぎて来日した子どもも3年間いろいろなことを学びながら、日本語を勉強、実践すれば、その後の高校進学につながっていくのではないかな。
- ・外国人住民に協力を求めながら、学校での通訳をもっと増やしてほしい。
- ・やさしい日本語を学校教育の中にも取り入れてほしい。

- ・教室に来られない人たちのために、メタバースを活用した日本語教育の場が作れないか。

(2) 保護者の支援に関すること

- ・日本の教育制度、特に高校入試について子どもが小学生のうちから保護者へ情報提供してほしい。
- ・言葉の習得には時間が掛かる。保護者同士が仲良くしようとする意識を持ち、人と人との繋がりを大事にすることが重要だ。
- ・子どもの入学に関する文書が漢字で書かれており理解するのが大変なので、簡単な日本語で書かれたものを用意してほしい。

(3) 地域との交流に関すること

- ・隣近所の人たちとの繋がりの中で話し合い、例えば同じくらいの学年の外国人の子がいれば勉強や日本語を教えてもらえるような関係を作ると良い。いろいろな子と遊ぶことにより、母国での生活を教えてもらえるので、日本人の子どもたちにとっても良いことだ。
- ・お祭りや運動会への参加を通じて、地域の中での協力関係が育っていく。誰もが皆、その地域に住んでいるとの存在感を出すことが重要だ。
- ・学区の小学校に通う外国人の子どもたちとの交流の機会を増やしてはどうか。

(4) 意識啓発に関すること

- ・異文化への無理解が原因のいじめを減らすために、子どもたちが学校で異文化について学ぶ機会をもっと増やしてもらいたい。
- ・学校に外国ルーツの子どもたちがいることは、多文化共生をそこで学べるチャンスと捉え、その子の国の言葉や歴史、文化などをクラスで調べて発表したり、家族にも来てもらって料理を紹介してもらったりしながら、受け入れる側も多文化への理解を深めてほしい。
- ・外国語の授業でも、様々な国の言葉や人の動画なども使われるようになってきて、子どもたちは、国や文化だけではなくて、年齢なども含めて、多様な立場の人と一緒に楽しく過ごしていこうという発想が豊かになって

きているのではないかと感じている。実際に自分たちがどんなことを一緒にやって行けるのか、楽しく暮らして行けるのかというところは、やはり一緒に生活してみるというのが一番大きいのではないか。

- ・運動会の国旗など、教育や生活の中で外国と触れる機会を捉えて、子どもたちが異文化について話し合う場を増やしてほしい。

(5) その他

- ・生活の質を上げるための日本語教室と、更にその上を目指すための日本語教室は別物であり、ワンストップでは出来ないのではないかな。多様なニーズに応える場をどう作っていくかを考える必要がある。
- ・日本語を学ぶ環境がなくて、学校では年齢が違うだけで受け入れてくれないし、日本語学校へ行こうとすれば結構な費用が掛かって、仕事をしながらではとても無理だし、どこで勉強するかといったら、テキストを買って家でという流れになるので、何か冷たいと感じる。そういうところをNPOや支援団体をはじめとして、社会全体としてやっていけないか。
- ・留学生の立場で何ができるかと考えたときに、留学生もいきなり日本に来るなどの共通点があるので、身近なロールモデルとして子どもたちと対話ができたら、その子たちの役に立てるのではないかな。
- ・来日直後の外国人が日本に慣れるための学校ができないか。

2 留学生に対する支援

(1) 生活に関すること

- ・学校などが主体となり、日常生活や緊急の際にアドバイスしたり、ミーティングや家庭訪問、イベント開催などを通じて、留学生の健康や学業の状況を定期的に確認できないか。
- ・違う国に行って自分が何かをつかみたいとか、アイデンティティを確立したいと思うような人は、普段はいろいろなことができるのではないかなと思うので、例えば調子が悪くなったときに病院に行くにはどうしたらいいかなどの点がわかりやすくなっていると安心するのではないかな。
- ・外国にルーツがある人だけの問題ではなく、あらゆる人にとって利便性が高いということが、住みよいまちにつながって行くのではないかな。

- ・切迫した状況に置かれた人に対し、その切迫した問題に伴走するためには、大変多くの人の数がいる。これは言語が違ふとか、文化が違ふ人だけではないが、共生という意識、隣近所付き合いとかつながら、「困ってるの？じゃあ一緒に役所へ行ってみようか」とか、そういう静岡の温かさが広がっていくと良いのではないか。
- ・空き家を活用した留学生の住宅支援ができないか。
- ・静岡済生会総合病院で年1回行われている外国人のための無料医療相談会の取組を他の病院にも広げてほしい。

(2) 地域への参加に関すること

- ・通訳の仕事とか、翻訳の仕事を学生に依頼したり、地域の公民館を活用して語学講座を開いたりしてはどうか。市や地域の団体から活躍の機会を提供してもらえれば、就活のときに学生時代に静岡でこんなことをやりましたというアピールにもなる。東京などへ出て行ってしまっても、5年後、10年後に第2のふるさとのような思いで静岡へ戻って、静岡で何かやろうという人も出てくるのではないか。
- ・留学生の力を借りながら生涯学習センターや生涯学習交流館で行う外国語・外国文化の講座を増やしてはどうか。
- ・講座を開いている地域の方が留学生にぜひ参加してもらいたいと思っている地域があり、一方でそこに参加したいと思っている留学生がいる。その間に入る仲介者としての役割が今後重要になってくるのではないか。
- ・「日本語教育の参照枠」という新しい枠組みができ、日本語学校を取り巻く状況が変わった。単に日本語を教えるだけではなくて、留学生は社会的な存在である、社会の中で行為をするものであるという考えに基づいて言語教育をしましょうというものが始まっている。日本人であれ、外国人留学生であれ、同じ日本語を使う仲間という考え方で、全員が母語話者のような日本語を目指す必要はないということ、そうした従来から日本に住んでいる人の変容も必要だ。

(3) 情報提供に関すること

- ・パンフレットやガイドブックを作って終わりではなく、その情報がどのように役立っているのか、外国人住民に情報が届いているのかを把握することが重要だ。

- ・市内の大学や短大、日本語学校が発信力を持っているので、そこを介するようになればよいのではないかな。
- ・講座やイベントへの留学生の参加がまだ少ないと思うので、どうしたら情報が届くようになるのか考えてほしい。大学、学校、市役所などいろいろな場所で講座やイベントの情報に触れられるようにしてほしい。
- ・情報の提供がうまくいくと、留学生だけではなく、外国人住民全体にとって住みやすいまちになるのではないかな。
- ・今までの情報提供は、例えば相談窓口だとか、そういうところに行って、情報を得てきて、その後は自分でやりなさいということ。相談窓口ではなくて、市民参加型の伴走型のサポートシステムでないと孤独は解消できないのではないかな。

（４）就職に関すること

- ・日本語ができないから採用しないというのではなく、それ以外のところで非常にいい素質を持っているにも関わらず、そこに気付かないで育てられないという意識が、各企業にはあるのではないかな。
- ・留学生の日本語の習得レベルにはばらつきがある。学校を卒業、修了してからどのように生活を立てていくのか、あるいは定住していくときに、どのような形で就労するのかという点を考えると、日本で正規で雇ってもらえた、安定した仕事を得られたということであればよいが、いつまでたっても不安定な非正規雇用なのに、日本はいいと言ってもらえるかどうか。留学の段階だけではなく、就労の面からも考える必要がある。
- ・留学生には早めに日本社会を知ってもらい、日本社会で活躍してほしい。企業を見学して、ここで就職できそう、活躍できそうとなれば、地元企業への就職につながるのではないかな。
- ・仕事を１、２年で辞めてしまうミスマッチングの解決方法の一つとして、せっかく静岡に来たのだから、静岡の企業を良く知ってから、東京で仕事があるか、静岡で自分に相応しい仕事があるかを判断して、最終的に静岡で就職してもらうのが一番良いと思う。
- ・理系の学生は英語が中心のため、就職活動や日常生活で大変困っている。会社など受け入れ側が日本語を教えるという意見はとても良いアイデア。大学でも日本語の授業を必須にしてもらいたい。日本で就職したいと思っているのに、日本語ができないから不採用というのは、人材としてもったいない。

- ・外国人のキャリア支援、キャリアカウンセリングができる人材を大学に置けば、日本語力がないから採用しないなどの事例は減るのではないかな。
- ・今、スタートアップがキーワードになっている。地元でチャレンジできる場所が増えていけば、県外で就職するしかなかった学生も県内で挑戦できる、そして好きな静岡に定住できるのではないかな。
- ・学生の時期に企業との接点を持てるような仕組みがあれば良いのではないかな。
- ・企業に限らず、いろいろな場所で早い時期からインターンシップに参加できる機会が増えれば、静岡での就職につながるのではないかな。
- ・日本人を採用した方が費用も掛からないし、楽でいいという考えが企業側にあるとすると、そこに何かしらのモチベーションが上がるようなものがないと、マッチングは難しいのではないかな。
- ・企業の意識啓発や文化づくりに関しては、人手不足が深刻な業種など、ニーズが特に高い業種があることを念頭において進めてほしい。
- ・就職先を増やすための企業誘致も必要ではないかな。
- ・留学生に限らず、外国人全般の問題だが、日本で働くに当たり、細かい日本語の言い回しが障壁になっている。外国人を受け入れる日本人側の問題として捉え直さないと、いつまでたっても変わらないのではないかな。
- ・離職が多い背景として、留学生に限らず、孤独というのが一つの要因になっているのではないかな。東京に行っても、また静岡に戻って来るとするのは、やはり土地勘なり、そこにつながりがあるということではないかな。行政としてどうやって孤独という問題に向き合って行けるのかというのが一つの鍵になってくるのではないかな。

3 その他の意見

- ・日本人があまりやりたくない仕事を仕方がないから外国人がやるという人もいれば、日本人が嫌だったらやっぱり私も嫌だと言う人もいる。日本語を話せないと仕事ができないから、プレッシャーをかけられる職場が多いと思う。一緒に働く人がお互い様の精神でフォローできれば良いのではないかな。
- ・留学生だけでなく外国人住民全体が住みやすいまちづくりを進めてほしい。
- ・留学生が住みやすいまちづくりを進めれば、ひいては外国人住民全体の暮らしやすさにつながるのではないかな。

2 提言

提言1

提言2

提言3

提言4

＜教育の機会や場づくり＞

提言 1：子どもたちが学校で多様な文化について学び理解する機会を増やす。

提言 2：外国にルーツを持つ子どもたちが、ことばの壁によって高校への進学をあきらめることがないように支援を拡充する。

次の3点の具体的な取組を提案します。

- (1) 外国にルーツを持つ子どもたちの母語や文化について、学校の授業で取り上げたり、関係者から学ぶ機会を増やす。
- (2) 日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学説明会の早期開催など、高校進学に関する支援や情報の周知をより一層推進する。
- (3) ことばの壁により学校の授業や高校入試への適応が難しい子どもなどを対象にした公立の夜間中学校の設置に向けた研究を進める。

＜留学生に対する支援＞

提言 3：市内の企業や事業所への就職を希望する留学生への支援を拡充する。

提言 4：日本や静岡の文化を学びながら市民と自然な形で交流できる機会を増やす。

次の2点の具体的な取組を提案します。

- (1) 留学生が入学後の早い時期から企業との接点を増やしたり、市内企業に対して好事例の紹介をしたりして、留学生と市内企業とのマッチングを図る。
- (2) 生涯学習施設の活動内容や利用方法など留学生向けの情報が確実に届くよう、市内の大学や日本語学校などに直接働き掛けるとともに、学内へのチラシ掲示などにより利用促進を図る。

＜教育の機会や場づくり＞

提言 1：子どもたちが学校で多様な文化について学び理解する機会を増やす。

提言 2：外国にルーツを持つ子どもたちが、ことばの壁によって高校への進学をあきらめることがないよう支援を拡充する。

次の３点の具体的な取組を提案します。

- （１）外国にルーツを持つ子どもたちの母語や文化について、学校の授業で取り上げたり、関係者から学ぶ機会を増やす。
- （２）日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学説明会の早期開催など、高校進学に関する支援や情報の周知をより一層推進する。
- （３）ことばの壁により学校の授業や高校入試への適応が難しい子どもなどを対象にした公立の夜間中学校の設置に向けた研究を進める。

背景・理由

- 文部科学省「令和５年度日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」によると、令和５年５月１日現在の日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒の数は57,718人で、直近の９年間で２倍に増加しています。また、協議会での静岡市教育委員会の説明によると、静岡市においては、令和５年９月時点で200人を超える児童生徒が取り出し授業で日本語指導を受けているとのことでした。
- 外国にルーツを持つ子どもたちにとって、学校は日本語を学び、学業に励む場所であるだけでなく、日本社会や異文化に触れ、将来に向けた基盤を築く重要な場所です。自身の母語や文化を尊重される環境は、子どもたちに自己肯定感を与え、ア

イデンティティを形成する助けになります。また、母語や文化が紹介されることで、同級生の異文化理解が深まり、相互に学び合う環境が生まれます。これにより偏見や孤立が軽減され、学校全体の多文化共生意識が向上します。こうした取組は、日本人を含めた児童生徒全体にとって、豊かで多様性に富んだ学びの環境を生む役割を果たします。

- 高校進学を目指す上で、日本語能力の不足が大きな障壁となっている子どもたちがいます。生活のための日本語をある程度習得しても、教科学習や入試に必要な「学習言語」の習得には多くの時間と支援を必要とします。協議会では、進学に直結する日本語教育を充実させることが重要との意見がありました。進学ガイダンスや保護者向けの説明会をできるだけ早期に行い、日本の教育制度に不慣れな外国人保護者が早い段階で高校進学制度を理解できる環境を整備する必要があります。
- 日本語能力の不足や学齢期を逃したなどの理由で、義務教育を修了できなかった子どもたちにとって、夜間中学校は学び直しの中核としての役割を持ちます。文部科学省は、夜間中学校の設置・運営に関する手引きやガイドラインを策定し、特に都道府県や指定都市への設置を促しています。静岡市内に公立の夜間中学校ができれば、言葉の壁により授業への参加が困難なため高校進学を諦めざるを得ない外国ルーツの子どもたちが社会的なつながりを構築し、自信を持って将来に挑戦できる環境を提供することができ、更に外国籍の生徒や学び直しを希望する日本人の生徒が同じ環境で学ぶことで、地域において多様な人々が共に支え合う多文化共生社会を推進することができます。

＜留学生に対する支援＞

提言 3：市内の企業や事業所への就職を希望する留学生への支援を拡充する。

提言 4：日本や静岡の文化を学びながら市民と自然な形で交流できる機会を増やす。

次の 2 点の具体的な取組を提案します。

- （１）留学生が入学後の早い時期から企業との接点を増やしたり、市内企業に対して好事例の紹介をしたりして、留学生と市内企業とのマッチングを図る。
- （２）生涯学習施設の活動内容や利用方法など留学生向けの情報が確実に届くよう、市内の大学や日本語学校などに直接働き掛けるとともに、学内へのチラシ掲示などにより利用促進を図る。

背景・理由

- 独立行政法人日本学生支援機構「留学生調査」によると、令和 5 年 5 月 1 日現在、静岡市内の大学院、大学及び短大に通う留学生は 628 人、日本語学校に通う留学生は 556 人となっています。また、静岡県大学課「2023 年度学生数等調査及び卒業後の状況調査」によると、静岡市内の大学院、大学及び短大を卒業した留学生は、卒業後に約 8 割が日本国内に留まっており、うち 29.9% は県内に就職・進学している一方、33.8% は県外へ就職・進学しています。
- 協議会では、学びを終えた留学生が引き続き地元での就職を希望しながらも、現実には言語の壁や企業側の理解不足により、その希望が叶わず県外や国外へ流出しているといった事例が報告されました。
- 一方、日本商工会議所が令和 6 年に実施した「人手不足の状況及び多様な人材の活躍等に関する調査」によると、全国の中小企業 2,392 社の半数以上が外国人材の受

入れに前向きな意向を示しています。また、静岡市「令和2年度雇用及び就業環境に係る実態・ニーズ調査」では、既に外国人雇用のある事業所の9割が「現在の人数で雇用を継続したい」、「さらに雇用人数を増やしたい」と回答、外国人を採用していない事業所の約3割が「雇用を検討したい」、「積極的に雇用を検討したい」と回答しており、企業においても外国人材の受入れに対する関心が高まっていることがうかがえます。

- 学生が早い段階から企業との接点を持つことにより、留学生が就職活動に向けた準備を行いやすくなるだけでなく、留学生雇用の好事例を企業同士で共有することで、企業側に留学生を雇用する意欲を高める効果が期待できます。留学生が地域とのつながりを築き、地元企業で活躍することで、静岡市は留学生にとって「学びやすく働きやすいまち」となり、地域経済の活性化や人口減少、人材不足などの課題解決につながります。
- 静岡市が留学生に選ばれる背景には、必ずしも明確な理由があるわけではなく、「たまたま紹介された」、「静岡にある学校に空きがあった」などの偶然の要素が少なくありません。多くの留学生は、静岡の気候や人情に触れるうちに地元への愛着が深まりますが、中でも私費で来日した留学生は、勉強やアルバイトが中心の生活で、日頃から地元の文化や歴史を学んだり、地域の日本人と交流する機会に恵まれないのが実情です。
- 留学生が生涯学習の講座や地域のイベントに参加することで、「地域に受け入れられている」安心感を得られるとともに、地域住民にとっても外国人に対する理解が深まるきっかけになります。
- 協議会では、生涯学習施設の利用方法や活動内容に関する情報が留学生に十分に届いていないことが指摘され、「留学生がアクセスしやすい形で情報を提供する必要がある」との意見がありました。ウェブサイトやSNSなどのデジタル媒体に加え、学校と連携しつつ、学生寮や留学生会館のほか、学内の掲示板など留学生が頻繁に訪れる場所へのチラシの掲示など、物理的な方法により情報を提供することで、興味のある学生に一層情報が届きやすくなります。
- これらの取組を継続することで、地域の多文化共生が進み、結果として外国人住民全体がその恩恵を受けることができます。また、人口減少の問題や地域活性化の課題解決に資することで、地域全体の持続的な発展に貢献することができます。

3 資料

静岡市外国人住民数(2024年12月末現在)

静岡市多文化共生のまち推進条例

静岡市外国人住民数（2024年12月末現在）

《国籍別人数》

（単位：人）

No.	国籍	当月	先月	前年同月	No.	国籍	当月	先月	前年同月
1	韓国	1,095	1,099	1,106	49	マリ	1	1	1
2	朝鮮	128	129	141	50	メキシコ	10	10	5
3	中国	2,108	2,084	2,029	51	モンゴル	57	57	51
4	ブラジル	561	566	604	52	モロッコ	3	3	3
5	米国	193	192	190	53	モーリシャス	2	2	2
6	フィリピン	1,495	1,491	1,406	54	ネパール	2,015	2,003	1,047
7	アフガニスタン	6	6	6	55	オランダ	2	2	2
8	アルジェリア	1	1	0	56	ニュージーランド	12	12	11
9	アルゼンチン	10	10	13	57	ナイジェリア	19	18	19
10	オーストラリア	25	25	28	58	ノルウェー	0	1	0
11	オーストリア	1	1	1	59	パキスタン	79	79	67
12	ベルギー	0	0	1	60	パラグアイ	10	10	10
13	ボリビア	15	15	15	61	ペルー	112	111	114
14	ブルガリア	4	4	4	62	ポーランド	3	3	3
15	ミャンマー	1,176	1,152	904	63	ポルトガル	2	2	4
16	パングラデシュ	186	183	161	64	パプアニューギニア	1	1	0
17	ブルネイ	1	1	1	65	ルーマニア	16	16	16
18	ベラルーシ	0	0	1	66	ルワンダ	1	1	1
19	カンボジア	54	54	35	67	ロシア	35	37	40
20	カメルーン	5	5	5	68	セネガル	4	4	5
21	カナダ	35	35	35	69	スペイン	3	3	3
22	スリランカ	627	614	491	70	スウェーデン	6	6	3
23	台湾	125	124	137	71	スイス	1	1	2
24	コロンビア	5	5	7	72	シリア	6	6	6
25	赤道ギニア	1	1	1	73	シンガポール	6	6	6
26	コンゴ民主共和国	0	0	1	74	タイ	190	189	193
27	チェコ	1	1	1	75	タンザニア	6	5	2
28	ドミニカ共和国	2	2	1	76	トリニダード・トバゴ	3	3	3
29	フィンランド	1	1	0	77	トルコ	6	6	6
30	エストニア	1	1	1	78	トルクメニスタン	1	1	1
31	フランス	27	30	30	79	タジキスタン	0	0	2
32	フィジー	1	1	1	80	ウガンダ	1	1	1
33	ガボン	1	1	1	81	南アフリカ共和国	8	8	5
34	ドイツ	13	13	13	82	エジプト	5	5	6
35	ガーナ	1	1	1	83	英国	53	53	54
36	ギリシャ	2	2	2	84	ブルキナファソ	1	1	1
37	ホンジュラス	1	1	0	85	ウルグアイ	0	0	2
38	インド	109	108	106	86	ウクライナ	9	9	9
39	インドネシア	959	947	786	87	ウズベキスタン	0	0	6
40	イラン	6	6	9	88	ベネズエラ	1	1	1
41	アイルランド	3	3	3	89	ベトナム	2,149	2,143	1,903
42	イスラエル	1	1	1	90	サモア	1	1	1
43	イタリア	6	7	7	91	ジンバブエ	1	1	1
44	ジャマイカ	1	1	1	92	スロベニア	1	1	0
45	ヨルダン	1	1	1	93	スロバキア	3	3	2
46	ラオス	3	3	4	94	セルビア	1	1	1
47	カザフスタン	1	1	1	95	南スーダン共和国	1	1	1
48	マレーシア	23	23	28	96	国籍未設定	2	4	3
					合計		13,870	13,784	11,946

静岡市外国人住民数（2024年12月末現在）

《在留資格別人数》

（単位：人）

No.	在留資格	当月	前月	前年同月
1	教授	17	17	14
2	宗教	13	13	12
3	医療	7	7	6
4	研究	0	0	1
5	教育	64	65	65
6	企業内転勤	53	57	64
7	興行	6	7	13
8	技能	178	174	159
9	技能実習1号イ	5	5	8
10	技能実習1号ロ	672	697	612
11	技能実習2号イ	4	4	5
12	技能実習2号ロ	1,247	1,167	793
13	経営・管理	54	53	55
14	技術・人文知識・国際業務	1,283	1,261	1,136
15	技能実習3号イ	1	2	2
16	技能実習3号ロ	130	139	284
17	介護	13	13	9
18	文化活動	2	2	8
19	留学	2,445	2,455	1,600
20	研修	3	3	6
21	家族滞在	897	888	808
22	特定活動	227	228	191
23	日本人の配偶者等	579	584	565
24	永住者の配偶者等	133	131	123
25	定住者	527	518	530
26	特定技能1号	1,180	1,175	819
27	特定技能2号	1	1	0
28	高度専門職1号イ	4	4	5
29	高度専門職1号ロ	13	15	6
30	高度専門職1号ハ	1	1	0
31	高度専門職2号	2	2	3
32	永住者	3,192	3,172	3,087
33	特別永住者	915	919	954
34	出生による経過滞在者	2	4	3
35	国籍喪失による経過滞在者	0	1	0
合計		13,870	13,784	11,946

《外国人住民数の変遷》

（単位：人）

2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
8,012	8,170	8,436	9,077	9,838	10,702	10,958	10,609	11,240	11,986	13,870

各年12月末現在

○静岡市多文化共生のまち推進条例

令和4年7月12日

条例第27号

静岡市には世界のいろいろな所からやってきて、ともに生活している人たちがいます。持っている文化はひとりひとりちがいますが、みんなこのまちで学び働き暮らしている仲間である「静岡人」です。

私たちはそれぞれの文化を大切にしていきます。私たちはお互いに助け合ったり学び合ったりしていきます。私たちはみんなのためにひとりひとりの個性を活かしていきます。そして誰ひとり取り残さずみんなで幸せに生活できるまちをつくります。

このため私たちはこのまちのきまりをつくります。

(目的)

第1条 この条例は、多文化共生のまちの推進についての基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、これらにのっとり多文化共生のまちの推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、多文化共生のまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多文化共生のまち 全ての人が、互いの文化的な違いを尊重し、助け合い、学び合い、一人ひとりの個性を活かして、共に行動するまちをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において事業を行い、若しくは活動を行う個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 多文化共生のまちの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 全ての人が、国籍、民族等により差別的扱いをされず、多様な文化又は生活習慣が尊重されること。
- (2) 市民が、地域、職場、学校、家庭等のあらゆる場面において、互いに助け合い、学び合うことにより、誰もが安心できる社会を形成すること。
- (3) 多様な文化又は生活習慣により培われた知識、経験等が活かされる社会を形成すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策を実施するに当たっては、国、県及び関係機関と連携を図るものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、多文化共生のまちの推進の重要性を理解し、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者等の責務）

第6条 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、基本理念にのっとり、事業活動又は地域活動において多様な文化又は生活習慣を持つ市民が活動し、又は活躍することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者及び自治会、町内会その他の団体は、市が実施する多文化共生のまちの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（生活環境の整備）

第7条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ人が安心して生活できる環境を整備するため、相談体制の充実、全ての人に配慮したやさしい日本語による情報提供その他必要な施策を講ずるものとする。

（教育の充実）

第8条 市は、学校教育及び生涯学習において、多文化共生のまちの推進に資するよう、多様な文化又は生活習慣の理解を促進するための施策を講ずるものとする。

2 市は、日本語教育を必要とする者が日常生活及び社会生活を円滑に営むための日本語教育を充実する施策を講ずるものとする。

（地域における交流促進）

第9条 市は、多様な文化又は生活習慣を持つ市民相互の理解を深めることができるよう、地域における交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（担い手の育成）

第10条 市は、多文化共生のまちの推進に関する市民活動の促進に資するため、その担い手の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

（多文化共生推進計画）

第11条 市長は、多文化共生のまちの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生推進計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ次条に規定する静岡市多文化共生協議会に諮問しなければならない。

3 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民の意見を反映できるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(静岡市多文化共生協議会)

第12条 市は、多文化共生のまちの推進に関する施策の総合的な推進を図るため、静岡市多文化共生協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第13条 協議会は、第11条第2項の規定による諮問に対し答申を行うほか、多文化共生のまちの推進に関する施策及び重要事項について審議する。

(組織)

第14条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 多文化共生に関し優れた識見を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 外国籍を有する者等であつて、市内に1年以上連続して居住する者

(4) 日本国籍を有する市内に居住し、通学し、又は通勤する者

3 市長は、前項第4号に掲げる委員を委嘱するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 協議会に、会長の指名により、副会長を置く。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、観光交流文化局において処理する。

(協議会の運営に関する委任)

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）別表第1の静岡市多文化共生協議会（以下「附属機関条例協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、同日における附属機関条例協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第11期（2023-2024年度）静岡市多文化共生協議会 活動報告

発行 2025年 3 月

編集 静岡市多文化共生協議会事務局
(静岡市観光交流文化局国際交流課)

〒420-8602

静岡市追手町5番1号

TEL 054-221-1303

FAX 054-221-1518

e-mail: kokusai-kouryu@city.shizuoka.lg.jp